



平成29年2月23日  
関 税 館 函

## 北海道における関税法違反事件の概要（平成28年）

### 1 不正薬物密輸入事犯の摘発・処分概況

**不正薬物の摘発件数は10件、押収量は約1,030g、  
告発件数は16件。**

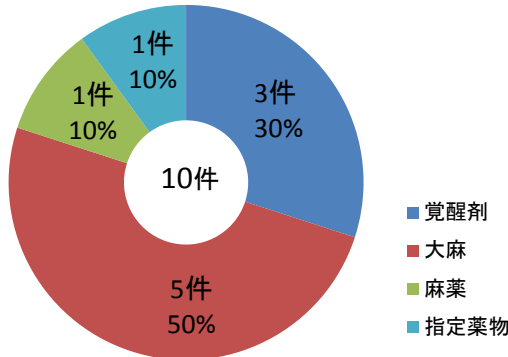
※ 不正薬物は、覚醒剤、大麻、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）、向精神薬、指定薬物をいう。

#### ➤ 摘発件数と押収量の推移

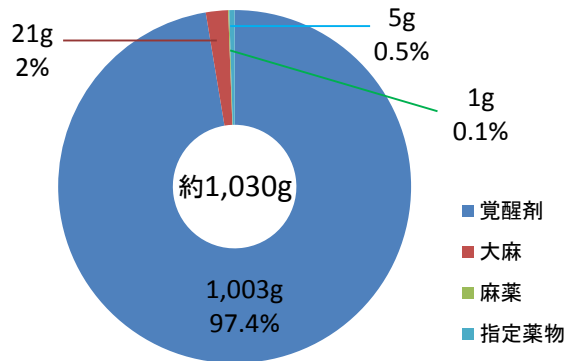
年 別 件数・押収量	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
摘 発 件 数	9	4	8	3	10
押 収 量 (g)	16	0	26,643	15	1,030
押 収 量 (錠・片)	—	13	162	—	—

※ 押収量は、小数点以下四捨五入。「0」は0.5g未満を示し、「—」は押収無しを示す。（以下同じ）

H28 薬種別摘発件数



H28 薬種別押収量

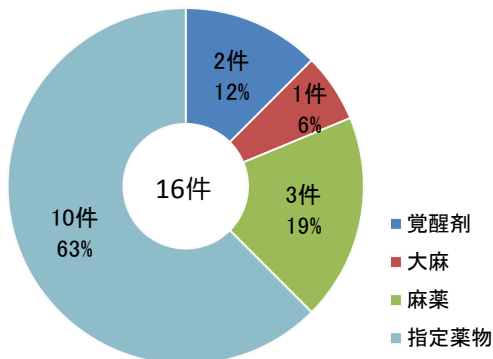


#### ➤ 告発件数の推移

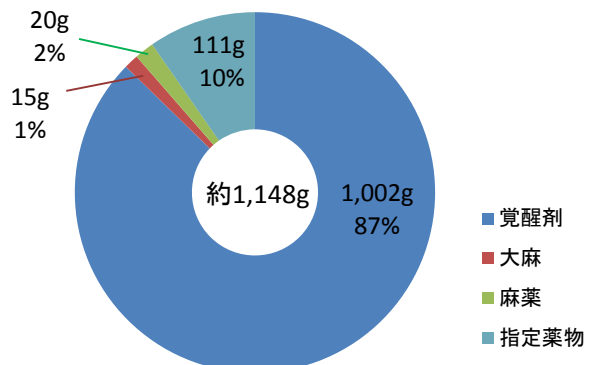
年 別 件 数	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
告 発 件 数	3	1	4	19	16

（参考）平成28年の北東北地区における告発件数は5件。

H28 薬種別告発件数



H28 薬種別押収量（告発ベース）



## (1) 覚醒剤密輸入事犯

- ・覚醒剤の摘発件数は3件で、押収量は約1,003g。
- ・密輸形態は、全て航空機旅客によるものであった。

件数・押収量	年別	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
摘発件数		0	1	4	1	3
押収量(g)		—	0	26,581	6	1,003

### 【事例】平成28年5月 千歳税関支署摘発



「覚醒剤」

香港国際空港から新千歳空港に到着した中国(香港)人女性の携帯品検査において、スーツケースに隠匿していた**覚醒剤約1,001.8g**を摘発。

## (2) 大麻密輸入事犯

- ・大麻の摘発件数は5件で、押収量は約21g。
- ・密輸形態は、全て航空機旅客によるものであった。

件数・押収量	年別	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
摘発件数		5	2	4	1	5
	大麻草	4	2	3	1	3
	大麻樹脂	1	0	1	0	2
押収量(g)		16	0	61	1	21
	大麻草	16	0	1	1	2
	大麻樹脂	0	—	60	—	19

### 【事例】平成28年9月 釧路税関支署告発



「大麻」

カナダから国際郵便物を利用して輸入しようとした**大麻草14.58g**を横浜税関川崎外郵出張所が摘発、釧路税関支署が事件の引き継ぎを受け、郵便物の名宛人である日本人女性を告発。

### (3) 麻薬密輸入事犯

- ・麻薬の摘発件数は1件で、押収量は約1g。
- ・密輸形態は、航空機旅客による密輸入事犯であった。

件数・押収量	年別	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
摘発件数		1	1	0(4)	0	1(2)
押収量(g)		0	—	1	—	1
押収量(錠・片)		—	13	162	—	—

※ 摘発件数欄の括弧書きは、他の薬物事件において件数を計上していることを示す。

#### 【事例】平成28年7月 千歳税関支署摘発



「ケタミン」

タイ王国スワンナプーム国際空港から新千歳空港に到着したタイ人男性の携帯品検査において、着用中の靴下内に隠匿していたケタミン約0.846gを摘発。

### (4) 指定薬物密輸入事犯

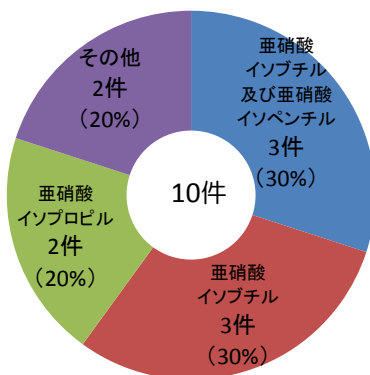
- ・指定薬物の摘発件数は1件、押収量は約5g。
- ・告発件数は10件で、前年比71%と減少傾向。
- ・輸入形態は全て国際郵便物によるものであった。

※ 指定薬物は、平成27年4月の関税法改正で「輸入してはならない貨物」に追加。

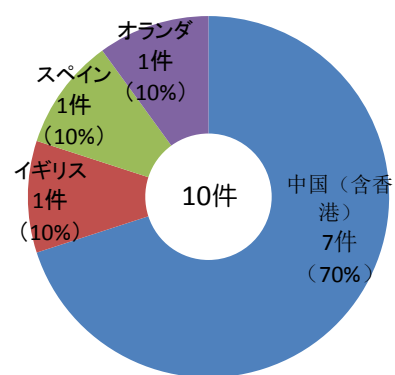
件数・押収量	年別	平成27年(4~12月)	平成28年	前年比
摘発件数		1	1	100%
押収量(g)		7	5	71%
告発件数		14	10	71%

(参考)平成28年の北東北地区における告発件数は3件。

H28 薬種別告発件数



H28 仕出地別件数(告発ベース)



【事例1】平成28年4月 釧路税関支署告発



英国から、国際郵便物を利用して2度にわたって輸入しようとした指定薬物である2-メチルアミノ-1-(チオフェン-2-イル)プロパン計6.136gを横浜税関川崎外郵出張所及び釧路税関支署が摘発し、釧路税関支署が郵便物の名宛人である日本人男性を告発。

「指定薬物である2-メチルアミノ-1-(チオフェン-2-イル)プロパン」

【事例2】平成28年10月 札幌税関支署告発



香港から国際郵便物を利用して輸入しようとした指定薬物である亜硝酸イソブチル及び亜硝酸イソペンチルを含有する液体2本(14.73g)を横浜税関川崎外郵出張所が摘発、札幌税関支署が事件の引き継ぎを受け、郵便物の名宛人である日本人男性を告発。

「指定薬物である亜硝酸イソブチル及び亜硝酸イソペンチルを含有する液体」

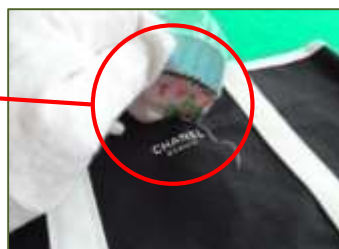
## 2 その他の事犯

### (1) 商標権侵害物品密輸入事犯

【事例】平成28年4月 札幌税関支署告発



平成27年7月から平成28年2月までの間、香港から国際郵便物を利用し、計36回にわたって輸入しようとした商標権を侵害するバッグ、ポーチ等合計2,240点を横浜税関、大阪税関、門司税関の外郵出張所が摘発、札幌税関支署が事件の引き継ぎを受け、日本人女性らを告発。



ワッペンを表面に縫い合わせ商標を隠匿

## (2) 大麻種子不正輸入事犯

【事例】平成28年6月 小樽税関支署告発

カナダバンクーバー国際空港から羽田空港に到着した日本人男性の携帯品検査において、靴下7足に隠匿して不正に輸入しようとした大麻種子126粒を東京税関羽田税関支署が摘発、小樽税関支署が事件の引き継ぎを受け、同日本人男性を告発。



「大麻種子」

問い合わせ先

函館税関総務部広報広聴官 電話0138-40-4218